

**インフルエンサーを活用したインバウンド向け観光プロモーション事業
企画提案公募仕様書**

1 委託業務名

インフルエンサーを活用したインバウンド向け観光プロモーション事業

2 事業目的

各国で影響力のあるインフルエンサーを招請し、SNS による効果的な発信を行ってもらうことで、東アジアのインバウンドの県内周遊促進を図るもの。

3 委託業務内容

事業目的を鑑み、台湾・香港・韓国の訪日旅行検討者をターゲットに以下の業務を行うこと。

(1) インフルエンサーを活用した県内周遊促進動画の制作

ア 内容

- ・台湾、香港、韓国で影響力のあるインフルエンサーを起用し、各国・地域の嗜好に合わせた次の①及び②の動画を制作し、インフルエンサー自身の SNS で配信すること。

①県内 6 エリア（※）の四季やグルメ、宿泊、体験などを紹介し、県内周遊を促進する動画

※ 6 エリア…県内 6 地域に複数市町村で構成する広域観光エリア。

詳細は下記 URL を参照すること。

<https://www.jalan.net/jalan/doc/news/button/1419180801/>

②インバウンド向け「よかバス」ツアーに乗車し、ツアーの予約方法や訪れる観光スポット、食事、よかバスの利点（飲酒可、手軽に周遊できる等）を紹介し、「よかバス」の利用を促す動画

（参考）<https://yoka-bus-fukuoka.jp/>

イ 配信回数

県内 6 エリア及びインバウンド向け「よかバス」の魅力を十分に伝えることができる本数。但し、3 カ国・地域で最低 1 本以上

ウ 取材先の選定

- ・動画制作における取材先の選定やアポイント取りなどの調整業務は、原則として、事業者にて行うこと。

エ 投稿コンテンツの内容について

- ・前々月末までに各投稿のタイトル（概要）を提案することとし、前月末までに一ヶ月分の投稿内容（各言語および日本語）を提案し、県の承諾を得ること。

(2) その他

- ・各インフルエンサーが投稿した動画は県公式ホームページや SNS 等への掲載及び県が実施するプロモーションでの使用（イベントでの動画放映など）が可能なものであることを前提とする。また使用において、都度承諾を得る必要がないものとする。

4 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成すること。

- ・作成にあたっては、別添「企画提案公募実施要領」を参照のうえ、提出すること
- ・提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めること

(1) 動画企画

- ・以下の点を踏まえ、各インフルエンサーと調整し、動画の企画を提案すること。
 - ①各国の旅行嗜好・傾向に合わせた内容であること
 - ②主に訪日リピーターをターゲットとし、県内周遊を促すものであること。
 - ③ターゲットが動画を見れば現地を訪問できるような内容とすること
 - ④県内の観光地をバランスよく盛り込み、魅力的な場所で撮影すること。
 - ⑤乗車するインバウンド向け「よかバス」ツアーは、各国の嗜好に合わせたものとする。
- ・企画内容はコンセプトやテーマ、紹介するコンテンツ、取材行程案などを具体的に示すこと。
- ・必要な取材回数等について提案すること。ただし、四季折々の季節感ある動画構成となるよう留意すること。

(2) インフルエンサー

- ・各国・地域で影響力があり、ターゲットに訴求可能なインフルエンサーを提案すること。
- ・提案するインフルエンサーごとにプロフィールやフォロワー数、フォロワー層、動画の見込み再生回数などを明示し、選定の根拠を明らかにすること。
 - ※起用するインフルエンサーは日本在住でも可。
 - また、各国・地域で複数起用してもよい。

(3) 配信媒体、配信時期・回数

- ・各国・地域の特性や起用するインフルエンサーの強みを踏まえ、効果的な配信媒体を提案すること
- ・動画の企画内容や配信媒体の特性を踏まえ、効果的な配信時期や配信本数を提案す

ること。ただし、各国・地域で最低 1 本以上の動画を配信すること。

(4) 業務体制・スケジュール

- ・業務の実施体制について、以下の点を踏まえ、本事業に関わるプロジェクト体制や指揮系統等を明示すること
 - ①県とインフルエンサーとの意思疎通が迅速かつ円滑に行えること
 - ②取材先でのトラブルや計画変更など不測の事態に臨機応変に対応できること
- ・業務を確実に遂行するためのスケジュールを示すこと

(5) KPI

本業務の目的を達成するために必要な KPI (PV 数、エンゲージメント数など) を提案すること。

(6) 独自提案事項

業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

(7) 見積価格

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

5 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

6 実績報告

(1) 定期報告会の開催および報告書の提出

- ・動画を配信した翌月に報告会を行うこと。（オンライン可）
- ・動画を配信した翌月の 10 日までに報告書を提出すること。
- ・報告書の内容は、配信した動画の投稿一覧および各動画の概要、4. 企画提案を求める事項（3）に記載した KPI の項目、投稿に対するコメント等を記載したものとする。
- ・オンライン報告会で協議した内容については、随時協議録の提出を行うこと。

(2) 委託業務完了報告書及び事業実績報告書の提出

県の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。

なお、事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務で制作した動画のデータ（MP4 形式にて納入すること）
- ・その他、事業実施の説明に必要な資料

- ・委託業務の実施により生じた全成果物（動画データ）を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること

7 委託業務限度額

25,688千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

8 業務実施にあたっての留意事項

- ・県や動画出演者、撮影先など業務実施に関わる協議を行った場合は、受託者が都度速やかに議事録を作成し、県へ提出すること。
- ・業務運営にあたっては、個人情報の管理に十分注意するとともに、業務上知りえた情報を漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- ・本業務の遂行において必要な取材等に際して、受託者は事前に該当施設や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受託者において行うものとする。
- ・本業務に係る帳簿及び証拠書類については、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- ・本仕様書に記載する事項のほか、業務目的の遂行のために有効な方法がある場合は積極的に提案すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。